



# 山形県公報

平成16年12月20日 (月)

号 外 (71)

## 目 次

### 条 例

- 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例…………… (議 会) … 5
- 山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例…………… ( 同 ) …同
- 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人 事 課) … 6
- 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… ( 同 ) … 7
- 山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例…………… (新行財政システム推進課) …13
- 山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例…………… (職員厚生課) …17
- 山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部条例…………… (生活安全調整課) …同
- 山形県国民保護協議会条例…………… ( 同 ) …18
- 山形県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例…………… (消防防災課) …19
- 山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例…………… (環境整備課) …同
- 山形県国民宿舎条例の一部を改正する条例…………… (観光振興課) …20
- 山形県都市公園条例等の一部を改正する条例…………… (都市計画課) …同

### 本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例 (県条例第53号) (議会)
  - 1 労働組合法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
  - 2 この条例は、平成17年1月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例 (県条例第54号) (議会)
  - 1 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、公文書の開示を請求することができることとした。(第4条第1項関係)
  - 2 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものは、次に掲げる情報を除き、開示しないこととした。(第6条第1項第2号関係)
    - (1) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
    - (2) 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報(開示をすることにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報及びそのおそれがある警察職員の氏名に関する情報を除く。)

- (3) 歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該支出の対象となった個人の職、氏名及び当該支出の内容に関する情報であって、公益上開示をすることがより必要であるもの（開示をすることにより当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものを除く。）として議長が定めるもの
- 3 議長は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書の開示をすることができることとした。（第6条の2関係）
- 4 議長は、原則として、開示請求があった日から起算して15日以内に、開示の決定又は開示をしない旨の決定をしなければならないこととした。（第7条第1項～第3項関係）
- 5 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表するものとした。（第16条関係）
- 6 議長は、公文書を適正に管理するものとし、公文書の管理に関し必要な事項について定めることとした。（第17条関係）
- 7 すべての公文書についてこの条例を適用することとした。（附則関係）
- 8 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第55号）（人事課）
- 1 労働組合法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成17年1月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第56号）（人事課）
- 1 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正
- (1) 教育職給料表(3)を改定することとした。（別表第4関係）
- (2) 55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員等は、原則として、昇給しないこととした。（第6条第4項関係）
- (3) 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（(4)において「基準日」という。）において、著しく寒冷な地域に在勤する職員等その他これに準ずる職員等に対して支給することとした。（第22条及び別表第7関係）
- (4) 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じて定めることとした。（第23条関係）
- 2 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
- 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日に著しく寒冷な地域として企業管理者が指定する地域等に在勤する職員に対して支給することとした。（第17条関係）
- 3 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
- 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日に著しく寒冷な地域として病院事業管理者が指定する地域等に在勤する職員に対して支給することとした。（第21条関係）
- 4 その他
- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)の改正は、平成17年4月1日から施行することとした。
- (2) 1の(3)及び(4)に関する改正規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例の規定、2に関する改正規定による改正後の山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定並びに3に関する改正規定による改正後の山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定は、平成16年11月1日から適用することとした。
- (3) 教育職給料表(3)の改定に伴う所要の切替措置等について規定することとした。（改正条例附則第3項～第6項関係）
- (4) 昇給停止に関する所要の経過措置について規定することとした。（改正条例附則第7項及び第8項関係）
- (5) 寒冷地手当に関する所要の経過措置について規定することとした。（改正条例附則第9項

## ～第20項関係）

- ◇ 山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例（県条例第57号）（新行財政システム推進課）
- 1 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもののうち、次に掲げる情報は、不開示情報としないこととした。（第12条第1項第2号関係）
    - (1) 人の生命、身体、健康、財産又は生活（以下「人の生命等」という。）を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
    - (2) 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報（開示することにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報を除く。）
  - 2 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものは、人の生命等を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除き、不開示情報とすることとした。（第12条第1項第3号関係）
    - (1) 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報
    - (2) 実施機関からの要請を受けて、公にしないと約束の下に、任意に提供された情報
  - 3 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができることとした。（第12条の2関係）
  - 4 実施機関は、原則として、開示請求があった日から起算して15日以内に、開示の決定又は開示をしない旨の決定をしなければならないこととした。（第13条第1項及び第3項関係）
  - 5 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとするときは、当該第三者に対し、意見を述べる機会を与えなければならないこととした。（第13条第5項関係）
  - 6 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内に行なければならないこととした。（第17条第4項関係）
  - 7 個人情報が次のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、それぞれ次に掲げる措置を請求することができることとした。（第20条関係）
    - (1) 収集の制限に違反して収集されたものであるとき、利用の制限に違反して利用されているとき、又は保有する必要がなくなったにもかかわらず保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
    - (2) 提供の制限に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
  - 8 山形県個人情報保護運営審議会は、個人情報の保護に関する重要事項について意見を述べるることができることとした。（第26条第2項関係）
  - 9 実施機関は、出資法人に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導を行うものとした。（第36条第2項関係）
  - 10 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを提供する等の行為を行った実施機関の職員等に対する罰則を設けることとした。（第40条～第42条及び第44条関係）
  - 11 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（県条例第58号）（職員厚生課）
- 地方公務員法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部条例（県条例第59号）（生活安全調整課）

- 1 この条例は、山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
  - 2 山形県国民保護対策本部
    - (1) 山形県国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、山形県国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総理することとした。（第2条第1項関係）
    - (2) 山形県国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理することとした。（第2条第2項関係）
    - (3) 山形県国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事することとした。（第2条第3項関係）
    - (4) 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができることとした。（第2条第4項関係）
    - (5) 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集することとした。（第3条第1項関係）
    - (6) 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができることとした。（第4条第1項関係）
    - (7) 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長及び国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員及び対策本部のその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てることとした。（第5条第1項関係）
  - 3 山形県緊急対処事態対策本部  
山形県緊急対処事態対策本部については、対策本部に関する規定を準用することとした。（第8条関係）
- ◇ 山形県国民保護協議会条例（県条例第60号）（生活安全調整課）
- 1 この条例は、山形県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
  - 2 協議会の委員の定数は、80人以内とすることとした。（第2条関係）
  - 3 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査を終了するときまでとすることとした。（第3条関係）
  - 4 協議会に幹事80人以内を置き、幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命することとした。（第6条第1項及び第2項関係）
  - 5 協議会は、部会を置くことができることとした。（第7条第1項関係）
- ◇ 山形県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例（県条例第61号）（消防防災課）  
石油コンビナート等災害防止法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第62号）（環境整備課）
- 1 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に伴い、規定の整備を行うこととした。
  - 2 この条例は、平成17年1月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県国民宿舎条例の一部を改正する条例（県条例第63号）（観光振興課）  
山形県国民宿舎西蔵王山荘を廃止することとした。
- ◇ 山形県都市公園条例等の一部を改正する条例（県条例第64号）（都市計画課）
- 1 都市公園法の規定により除却し、又は除却させた工作物等を保管した場合の公示事項等を定めるとともに、当該保管した工作物等の価額の評価の方法及び売却の方法について定めることとした。（第1条関係）
  - 2 都市公園法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

---

## 条 例

---

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 山形県条例第53号

#### 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号及び第15条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

---

山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 山形県条例第54号

#### 山形県議会情報公開条例の一部を改正する条例

山形県議会情報公開条例（平成12年7月県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当するものは」を「何人も」に改め、「（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書に限る。）」を削り、同項各号を削り、同条第2項中「書面」を「書面（以下「開示請求書」という。）」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条に次の1項を加える。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、第1項の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第5条第1項中「前条第1項の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）」を「開示請求」に、「当該開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）」を「開示請求者」に改め、同条第5項を削る。

第6条第1項第2号中「又は他の」を「若しくは他の」に、「され得るもの」を「され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に改め、同号イ中「公にされ」を「公にされ、又は公にすることが予定され」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報（開示をすることにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報及びそのおそれがあるものとして県条例

第6条第1項第2号ロに規定する規則で定める警察職員の氏名に関する情報を除く。）

第6条第1項第2号中ハからホまでを削り、ヘをハとし、同号に次のように加える。

ニ 歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該支出の対象となった個人の職、氏名及び当該支出の内容に関する情報であって、公益上開示をすることがより必要であるもの（開示をすることにより当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものを除く。）として議長が定めるもの

第6条第1項第3号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同項第6号中「及び他の地方公共団体」を「、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（公益上の理由による裁量的開示）

第6条の2 議長は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該公文書の開示をすることができる。

第7条第1項及び第2項中「30日」を「15日」に改め、同条第4項中「60日」を「45日」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 次の各号に掲げる日数は、前2項の期間に算入しない。

(1) 第4条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数

(2) 議員の任期満了、議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている場合にあつては、当該議長及び副議長がともに欠けている期間の日数

第8条第1項中「地方公共団体」を「独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人」に改め、同条第2項中「第6条第1項第2号へ又は同項第3号ただし書」を「第6条第1項第2号ハ、同項第3号ただし書又は第6条の2」に改める。

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

（施行の状況の公表）

第16条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（公文書の管理）

第17条 議長は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 議長は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項について定めるとともに、これを公表しなければならない。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

#### 附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の山形県議会情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる公文書の開示の請求について適用し、この条例の施行の前になされた公文書の開示の請求については、なお従前の例による。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 山形県条例第55号

##### 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正）

第1条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号、別表第3及び別表第4中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め

る。

（参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 参考人等に対する費用弁償に関する条例（昭和37年7月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「及び第27条第3項」を削り、「者」を「者及び第27条の7第1項第1号の規定により出頭した証人」に改める。

（山形県情報公開条例の一部改正）

第3条 山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

---

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 山形県条例第56号

#### 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、副手」を削る。

第6条第1項中「（58歳以上の職員等にあつては、人事委員会規則の定めるところにより、18月又は24月）」を削り、同条第3項ただし書中「職務の級における給料の幅の最高額を受ける職員等のうち人事委員会規則で定める職員等」を「その給料月額が職務の級における給料の幅の最高額である場合」に改め、同条第4項中「58歳」を「55歳」に、「60歳」を「57歳」に改める。

第22条及び第23条を次のように改める。

第22条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）に次の各号のいずれかに該当する職員等に対して支給する。

(1) 別表第7に掲げる地域に在勤する職員等

(2) 別表第7に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会規則で定めるものに在勤する職員等であつて同表に掲げる地域その他人事委員会規則で定める地域又は人事委員会規則で定める区域に居住するもの

第23条 寒冷地手当の額は、基準日における職員等の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員等のうち、扶養親族（第11条第1項の扶養親族をいう。以下この条において同じ。）のある職員等にあつては17,800円、その他の世帯主である職員等にあつては10,200円とし、その他の職員等にあつては7,360円とする。

2 前項において「世帯主である職員等」とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員等で次に掲げるものをいう。

(1) 扶養親族のある職員等

(2) 扶養親族のない職員等であつて、居住のため、一戸を構えているもの又は下宿、寮等の1部屋を専用しているもの

3 第1項の規定の適用については、扶養親族のある職員等であつて別表第7に掲げる地域その他人事委員会規則で定める地域に居住する扶養親族のないもののうち、第12条の7第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして人事委員会規則で定めるものは、その他の世帯主である職員等とみなす。

4 第1項の規定にかかわらず、本邦外にある職員等（人事委員会規則で定める職員等を除

く。) 其他人事委員会規則で定める職員等の寒冷地手当の額は、同項の規定による額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

第23条の2及び第23条の3を削る。

第23条の4中「第22条から前条まで」を「前2条」に改め、同条を第23条の2とする。

附則第18項を削り、附則第19項を附則第18項とする。

別表第4教育職給料表(3)の項を次のように改める。

教育職給料表(3)

職員等の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の職員等	1	円 —	円 252,700	円 285,600	円 365,900
	2	202,800	265,600	300,500	381,000
	3	211,600	278,300	315,700	393,400
	4	220,500	292,000	330,600	405,600
	5	230,000	305,900	345,800	417,600
	6	239,400	319,600	360,700	429,300
	7	251,900	332,800	375,700	440,800
	8	264,200	346,200	386,600	452,300
	9	276,600	359,100	397,000	463,500
	10	288,000	368,900	406,600	474,700
	11	300,000	378,900	415,600	486,100
	12	311,800	388,400	424,200	497,300
	13	319,700	397,100	432,600	508,500
	14	326,600	405,500	440,200	519,700
	15	333,200	413,100	447,600	530,000
	16	339,700	420,500	454,700	539,200
	17	346,200	427,600	460,900	548,300
	18	352,000	434,700	466,500	557,200
	19	357,700	440,500	472,000	566,100
	20	363,300	445,400	477,400	574,300
	21	368,800	449,800	482,700	580,600
	22	374,300	452,900	487,900	585,600
	23	378,900	456,000	493,000	590,200
	24	382,800	458,900	497,000	
	25	385,700	462,000	500,300	
	26	388,400	465,000	503,600	
	27	391,300	468,100		
	28	394,000	471,100		
	29	396,800			
	30	399,400			
	31	402,200			
	32	405,000			
	33	407,900			
	34	410,700			
再任用職員		288,100	304,100	336,400	417,800

備考 この表は、県立の大学に勤務する教育職員に適用する。ただし、第26条に規定する者を除く。

別表第7を次のように改める。

別表第7

山形市
米沢市
新庄市
寒河江市
上山市
村山市
長井市
天童市
東根市
尾花沢市
南陽市
東村山郡
西村山郡
北村山郡
最上郡
東置賜郡
西置賜郡
東田川郡のうち朝日村

備考 この表に掲げる名称は、平成16年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、これらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるこれらの名称の変更又はこれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

（山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

（寒冷地手当）

第17条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日に次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) 著しく寒冷な地域として管理者が指定する地域（次号において「支給地域」という。）に在勤する職員
- (2) 支給地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して支給地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として管理者が指定するものに在勤する職員であつて支給地域その他管理者が定める地域又は管理者が指定する区域に居住するもの

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

（山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

（寒冷地手当）

第21条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日に次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 著しく寒冷な地域として管理者が指定する地域（次号において「支給地域」という。）に在勤する職員

(2) 支給地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して支給地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として管理者が指定するものに在勤する職員であって支給地域その他管理者が定める地域又は管理者が指定する区域に居住するもの

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中山形県職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第6条の改正規定並びに附則第7項及び第8項の規定は、平成17年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（附則第8項を除き、以下「改正後の給与条例」という。）の規定（第2条第3号及び別表第4教育職給料表(3)の項の規定を除く。）、第2条の規定による改正後の山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「改正後の企業局給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「改正後の病院事業局給与条例」という。）の規定並びに附則第9項から第20項までの規定は、平成16年11月1日から適用する。

（教育職給料表(3)の適用を受ける職員等の職務の級の切替え）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の給与条例（附則第7項を除き、以下「改正前の給与条例」という。）の教育職給料表(3)の適用を受けていた職員等で施行日において改正後の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けることとなるものの施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。

（教育職給料表(3)の適用を受ける職員等の号給の切替え等）

4 前項の規定により新級を決定される職員等（附則第6項に規定する職員等を除く。）の施行日における号給（次項において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（次項において「旧号給」という。）と同じ号数の号給とする。

5 前項の規定により新号給を決定される職員等に対する施行日以降における最初の改正後の給与条例第6条第1項若しくは第3項ただし書又は山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成11年12月県条例第38号）附則第8項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員等にあつては、人事委員会の定める期間）を新号給を受ける期間に通算する。

（教育職給料表(3)の適用を受ける職員等の最高号給を超える給料月額切替え等）

6 附則第3項の規定により新級を決定される職員等のうち、施行日の前日において旧級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員等の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（昇給停止に関する経過措置）

7 平成17年4月1日（以下この項及び次項において「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員等のうち、基準日において55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳。次項において「昇給停止年齢」という。）を超えている職員等（基準日において第1条の規定による改正前の給与条例第6条第4項に規定する年齢を超えていない職員等に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。

8 基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員等のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える

職員等で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員等については、第1条の規定による改正後の給与条例第6条第4項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員等のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事委員会規則で定める職員等との権衡上必要があると認められる職員等として人事委員会規則で定める職員等についても、同様とする。

（寒冷地手当に関する経過措置）

9 この項から第18項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧寒冷地 改正前の給与条例別表第7に掲げる寒冷地手当支給地域をいう。
- (2) 経過措置対象職員 平成16年10月8日（以下「旧基準日」という。）から引き続き在職する職員等（再任用職員を除く。）をいう。
- (3) 基準在勤地域 経過措置対象職員が改正後の給与条例第22条に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）において在勤する旧寒冷地をいう。
- (4) 基準世帯等区分 経過措置対象職員の基準日における世帯等の区分（改正前の給与条例第23条第1項及び第2項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。）をいう。
- (5) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、基準日におけるその基準在勤地域をその在勤する地域と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、改正前の給与条例第23条第1項及び第2項の規定（この条例の施行の際における同条第1項及び第2項の規定に基づく人事委員会規則の定めを含む。）を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。

10 基準日（その属する月が平成18年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧寒冷地に在勤するもの（改正後の給与条例第22条各号に掲げる職員等を除く。）に対しては、改正後の給与条例第22条及び第23条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額の寒冷地手当を支給する。

11 基準日（その属する月が平成18年11月から平成22年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧寒冷地に在勤するもの（改正後の給与条例第22条各号に掲げる職員等を除く。）に対しては、みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、改正後の給与条例第22条及び第23条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成18年11月から平成19年3月まで	8,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	14,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	20,000円
平成21年11月から平成22年3月まで	26,000円

12 基準日（その属する月が平成21年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち改正後の給与条例第22条各号のいずれかに該当する職員等に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の給与条例第23条第1項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の給与条例第22条及び第23条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成16年11月から平成17年3月まで	6,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	10,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	14,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	18,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	22,000円

- 13 改正後の給与条例第23条第4項の規定は、前3項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは「山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年12月県条例第56号）附則第10項から第12項まで」と、「同項の」とあるのは「これらの」と読み替えるものとする。
- 14 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用を受ける者、山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き給料表の適用を受ける職員等となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合において、任用の事情等を考慮して附則第10項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員等である者に対しては、改正後の給与条例第22条及び第23条の規定にかかわらず、附則第10項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 15 基準日（その属する月が平成16年12月のものに限る。）において旧寒冷地に在勤する職員等に対しては、改正後の給与条例第22条及び第23条並びに附則第10項及び第12項から前項までの規定にかかわらず、その者につきこれらの規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額に当該基準日の属する月から平成17年3月までの月数を乗じて得た額の寒冷地手当を支給する。この場合において、基準日（平成17年1月から同年3月までのものに限る。）において旧寒冷地に在勤する当該職員等（人事委員会規則で定める職員等に限る。）に対して支給する寒冷地手当の額は、改正後の給与条例第23条並びに附則第10項及び第12項から前項までの規定にかかわらず、零とする。
- 16 基準日（その属する月が平成17年1月及び同年2月のものに限る。）において旧寒冷地に在勤する職員等のうち、当該基準日の属する月の前月の初日後当該基準日までの間に採用、異動等の事由により新たに旧寒冷地に在勤する職員等となったものに対しては、改正後の給与条例第22条及び第23条並びに附則第10項及び第12項から第14項までの規定にかかわらず、その者につきこれらの規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額に当該基準日の属する月から平成17年3月までの月数を乗じて得た額の寒冷地手当を支給する。この場合において、基準日（その属する月が当該者が新たに旧寒冷地に在勤する職員等となった日の属する月の翌々月（当該日が月の初日であるときは当該日の属する月の翌月）及び平成17年3月のものに限る。）において旧寒冷地に在勤する当該職員等（人事委員会規則で定める職員等に限る。）に対して支給する寒冷地手当の額は、改正後の給与条例第23条並びに附則第10項及び第12項から第14項までの規定にかかわらず、零とする。
- 17 附則第15項前段又は前項前段の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員等につき、当該支給に係る基準日の翌日から平成17年3月1日までの間に世帯等の区分の変更その他人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員等に、附則第15項後段又は前項後段の規定を適用しないとしたならば算出される寒冷地手当の額等を考慮して人事委員会規則で定める額を追給し、又は返納させるものとする。
- 18 附則第15項前段又は第16項前段の規定の適用を受ける職員等につき、給与条例第25条の規定に

該当することとなったことその他の人事委員会規則で定める事由が生じたことにより寒冷地手当の支給割合が変更になった場合等における附則第15項前段又は第16項前段の規定による寒冷地手当についての支給、追給又は返納については、当該寒冷地手当の支給に係る基準日から平成17年3月31日までの間に生じた当該事由をその対象とするものとし、支給し、追給し、又は返納させる額は、附則第15項又は第16項の規定を適用しないこととして寒冷地手当を支給するものとした場合において支給し、追給し、又は返納させることとなる額を基礎とするものとする。

（企業局における寒冷地手当の経過措置）

- 19 改正後の企業局給与条例第17条の規定による寒冷地手当の支給を受けた企業局の企業職員（平成16年12月から平成17年2月までの各月の初日において同条各号のいずれかに該当することとして同条の規定により寒冷地手当の支給を受けた企業職員に限る。）につき、平成17年3月1日までの間に世帯等の区分の変更その他企業管理者が定める事由が生じた場合には、当該企業職員に、企業管理者が定める額を追給し、又は返納させるものとする。

（病院事業局における寒冷地手当の経過措置）

- 20 改正後の病院事業局給与条例第21条の規定による寒冷地手当の支給を受けた病院事業局の企業職員（平成16年12月から平成17年2月までの各月の初日において同条各号のいずれかに該当することとして同条の規定により寒冷地手当の支給を受けた企業職員に限る。）につき、平成17年3月1日までの間に世帯等の区分の変更その他病院事業管理者が定める事由が生じた場合には、当該企業職員に、病院事業管理者が定める額を追給し、又は返納させるものとする。

（委任）

- 21 第1条並びに附則第3項から第18項までの規定の施行に関し必要な事項は人事委員会規則で、第2条及び附則第19項の規定の施行に関し必要な事項は企業管理者が、第3条及び前項の規定の施行に関し必要な事項は病院事業管理者が定める。

附則別表

旧 級	新 級
2 級	1 級
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	4 級

山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 山形県条例第57号

##### 山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例

山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 雑則（第37条—第39条）」を「第4章 雑則（第36条の2—第39条）」に改める。  
第5章 罰則（第40条—第44条）」

第1条中「削除」を「利用停止」に改める。

第2条第2号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第8条第1項及び第9条第2項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第11条第1項中「次条第1項第8号」を「次条第1項第3号ロ及び第8号」に改め、同条第3項中「書面」を「書面（以下「開示請求書」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

5 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第12条第1項中「開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）」を「開示請求者」に改め、同項第2号中「もの」を「もの。ただし、次に掲げる情報を除く。」に改め、同号に次のように加える。

イ 人の生命、身体、健康、財産又は生活（以下「人の生命等」という。）を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ロ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報（開示することにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報を除く。）

第12条第1項第3号中「除く」を「除く。以下「法人等」という」に、「開示することにより、当該法人その他の団体又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を「次に掲げるもの。ただし、人の生命等を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」に改め、同号に次のように加える。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報

ロ 実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束（法人等又は個人において一般に公にされていない等当該約束の締結に合理的な理由があると認められるものに限る。）の下に、任意に提供された情報

第12条の次に次の1条を加える。

（裁量的開示）

第12条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

第13条第1項中「30日」を「15日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第11条第5項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第13条第2項中「決定をすることができないとき」を「決定（以下「開示等決定」という。）をすることができないとき」に、「同項の期間内に同項に規定する決定」を「同項の期間内に開示等決定」に改め、同条第4項中「前項」を「第4項」に、「聴いた」を「聴き、又は前項の規定により意見を述べる機会を与えた」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 実施機関は、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合であって、当該第三者に関する情報が第12条第1項第2号イ若しくは同項第3号ただし書の規定に該当することにより当該個人情報を開示しようとするとき又は当該個人情報を前条の規定により開示しようとするときは、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合その他相当の理由がある場合は、この限りでない。

第13条第3項中「以下」を「以下この条において」に、「第1項に規定する決定」を「開示等決定」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示等決定をすることにより事務又は事業の実施に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、当該個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示等決定をし、残りの部分については相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合においては、第1項の期間内に前項後段の規定の例により開示請求者に通知しなければならない。

第14条第1項中「規定により」を「規定による」に、「開示の決定」を「開示の決定（以下「開示決定」という。）」に、「決定に」を「開示決定に」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（事案の移送）

第14条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示等決定をすることにつき相当の理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示等決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

第15条第2項中「前条」を「第14条」に改める。

第16条第1項中「第13条第1項の規定による個人情報の開示の決定」を「開示決定」に改め、同条第2項ただし書中「開示の決定に係る」を「開示決定に基づく」に改める。

第17条第4項中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内に行わなければならない。

第19条中「の規定」を「並びに第14条の2の規定」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第13条第1項中「15日」とあるのは、「30日」と読み替えるものとする。

第19条の次に次の1条を加える。

（個人情報の提供先への通知）

第19条の2 実施機関は、前条において準用する第13条第1項の規定による個人情報の訂正の決定に基づき個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該訂正に係る個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第20条の見出し中「削除請求」を「利用停止請求」に改め、同条第1項中「第5条の規定に違反して収集された」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「その削除」を「当該各号に定める措置」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第5条の規定に違反して収集されたものであるとき、第6条第1項の規定に違反して利用されているとき、又は第8条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第6条第1項又は第7条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止  
第20条第2項中「削除の」を「規定による」に、「削除請求」を「利用停止請求」に改め、同条第3号中「削除を求める」を「利用停止請求の」に改め、同条第3項中「及び第4項」を「、第4項及び第5項並びに第17条第4項」に、「削除請求」を「利用停止請求」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（個人情報の利用停止）

第20条の2 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第21条の見出し中「規定等」を「規定」に改め、同条中「並びに第18条」を削り、「削除請求」

を「利用停止請求」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1項中「15日」とあるのは、「30日」と読み替えるものとする。

第22条中「第13条第1項（第19条及び前条において準用する場合を含む。）」を「開示等決定又は第19条及び前条において準用する第13条第1項」に改める。

第25条第1項を削り、同条第2項中「削除」を「利用停止」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「削除」を「利用停止」に改め、同項を同条第2項とする。

第26条第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 県審議会は、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する重要事項について意見を述べることができる。

第32条第2項中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

第34条第2項を削る。

第34条の2中「前条第1項」を「前条」に改める。

第34条の3中「第17条第2項第4号」を「第13条第5項、第17条第2項第4号」に改める。

第36条中「もの」を「もの（以下「出資法人」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項の措置を講ずるよう指導を行うものとする。

第4章中第37条の前に次の1条を加える。

（適用除外）

第36条の2 次に掲げる個人情報については、第2章及び次章の規定は、適用しない。

(1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報

(2) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報

(3) 山形県統計調査条例（昭和28年3月県条例第8号）第2条に規定する統計調査によって集められた個人情報

(4) 実施機関の管理に属する図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理する図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報

第4章の次に次の1章を加える。

#### 第5章 罰則

第40条 実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者又は実施機関から受託した個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は第2条第5号に規定する規則で定める記録媒体を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 第34条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

第44条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、同年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の第11条第1項、第17条第1項又は第20条第1項の規定によりされた請求については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 山形県条例第58号

##### 山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員の恩給の基礎となるべき在職期間と恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年8月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項第5号中「第9条第1項」を「第9条の2第1項」に改め、同項第10号中「第111条」を「第109条」に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。

平成16年12月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 山形県条例第59号

##### 山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部条例

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 山形県国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、山形県国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総理する。

2 山形県国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 山形県国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他県の職員以外の者を対策本部の会議に

出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

- 3 本部長は、法第28条第7項の規定により防衛庁長官がその指定する職員を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。  
3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。  
4 部長は、部の事務を掌理する。

（国民保護現地対策本部）

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長及び国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員及び対策本部のその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。  
3 国民保護現地対策本部員は、国民保護現地対策本部長の命を受け、国民保護現地対策本部の事務に従事する。

（庶務）

第6条 対策本部の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、知事が定める。

（準用）

第8条 第2条から前条までの規定は、山形県緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、第2条第1項中「山形県国民保護対策本部長」とあるのは「山形県緊急対処事態対策本部長」と、同条第2項中「山形県国民保護対策副本部長」とあるのは「山形県緊急対処事態対策副本部長」と、同条第3項中「山形県国民保護対策本部員」とあるのは「山形県緊急対処事態対策本部員」と、第3条第2項中「法第28条第6項」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第6項」と、同条第3項中「法第28条第7項」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第7項」と、第5条の見出し及び同条中「国民保護現地対策本部」とあるのは「緊急対処事態現地対策本部」と、同条中「国民保護現地対策本部長」とあるのは「緊急対処事態現地対策本部長」と、同条第1項及び第3項中「国民保護現地対策本部員」とあるのは「緊急対処事態現地対策本部員」と、第7条中「第2条から前条まで」とあるのは「第8条において準用する第2条から前条まで」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県国民保護協議会条例をここに公布する。

平成16年12月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 山形県条例第60号

##### 山形県国民保護協議会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第38条第8項の規定に基づき、山形県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の定数）

第2条 協議会の委員の定数は、80人以内とする。

（専門委員の任期）

第3条 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査を終了するときまでとする。

（会長の職務代理）

第4条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第6条 協議会に、幹事80人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第7条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 山形県条例第61号

##### 山形県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例

山形県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年10月県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第8項」を「第28条第9項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 山形県条例第62号

##### 山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

山形県生活環境の保全等に関する条例（昭和45年7月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次及び第7章の章名中「廃自動車等」を「廃タイヤ等」に改める。

第29条の見出し中「廃自動車等」を「廃タイヤ等」に改め、同条第1項中「用途を廃止した自動車、」を削る。

**附 則**

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

山形県国民宿舎条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

**山形県条例第63号**

**山形県国民宿舎条例の一部を改正する条例**

山形県国民宿舎条例（昭和39年10月県条例第76号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

山形県国民宿舎西藏王山荘	山形市大字土坂字潤坂270番の1	を
山形県国民宿舎竜山荘	山形市蔵王温泉字川前938番の4	
山形県国民宿舎竜山荘	山形市蔵王温泉字川前938番の4	に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

山形県都市公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月20日

山形県知事 高 橋 和 雄

**山形県条例第64号**

**山形県都市公園条例等の一部を改正する条例**

（山形県都市公園条例の一部改正）

第1条 山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第10条第1項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

第12条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「第11条第2項」を「第27条第2項」に改める。

第14条第1項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同条第2項中「第11条第1項若しくは第2項」を「第26条第2項若しくは第4項、法第27条第1項若しくは第2項」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（工作物等を保管した場合の公示事項等）

第14条の2 法第27条第5項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等（法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の置かれていた場所及び当該工作物等を除却した日
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日及び保管の場所

2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 保管した工作物等のうち特に貴重であると認められるものについては、前号の掲示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者等（法第27条第5項に規定する所有者等をい

う。)の氏名及び住所を知ることができないときは、前項各号に掲げる事項を県公報に登載すること。

(保管した工作物等の価額の評価の方法)

第14条の3 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の価額の評価は、当該工作物等に係る取引の実例価格、使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。

(保管した工作物等の売却の方法)

第14条の4 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

別表第2第1項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

(山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第15項事務の欄第1号中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同欄第5号中「第11条第1項及び第2項」を「第27条第1項及び第2項」に改め、同欄第14号中「届出」を「届出（法第26条第2項及び第4項の規定による命令に係るものを除く。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成16年12月20日印刷  
平成16年12月20日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056